

## 鳥取県告示第279号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成22年6月1日（火）	午後1時から 午後3時まで	米子市淀江町淀江769 米子市淀江公民館
〃	平成22年6月3日（木）	〃	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
〃	平成22年6月4日（金）	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	平成22年6月7日（月）	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	平成22年6月8日（火）	午前10時から 午後3時まで	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館
〃	平成22年6月10日（木）	午後1時から 午後3時まで	米子市富益町788 米子市富益公民館
〃	平成22年6月22日（火）	〃	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成22年7月1日（木）から同月30日（金） までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらし の安心推進課